

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
パシフィックコンサルタンツ(株)	東京都千代田区神田錦町 3-22

2. 指名停止措置期間 令和4年5月10日から令和4年11月9日（6か月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

パシフィックコンサルタンツ(株)の使用人及び(株)ジイケイ設計の使用人は、富山県富山市が発注した「呉羽丘陵フットパス橋梁（呉羽山・城山連絡橋）設計業務委託」の契約に関し、公正な入札を妨害したとして、令和4年1月24日、公契約関係競売入札妨害の疑いで富山県警に逮捕された。その後、同市が発注した「呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託」の契約に関しても、令和4年2月14日、公契約関係競売等妨害の疑いで再逮捕された。また、(株)ジイケイ設計の元役員は、令和4年2月14日に書類送検され、令和4年3月8日、両使用人とともに公契約関係競売等妨害の罪で起訴された。

5. 指名停止理由

公契約関係競売入札に関し入札妨害を行ったことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第2第6号に該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第2>

措置要件	期 間
(談合及び競売入札妨害) (6) 役員等又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から6か月以上18か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字大子866 電話0295-72-1119